

- 農林水産物・食品等を対象とした地理的表示保護制度が本年6月1日に運用開始。
- 地域の特産品の名称を、生産地や品質、生産の方法等とあわせ、農林水産大臣が「地理的表示」として登録。
- GIマークは、我が国の真正な地理的表示産品であることを証する法定の登録標章。
(主要な農林水産物・食品輸出先国においてGIマークを商標出願中)

